

中国における商標の模倣品対策の実態



北京魏啓学法律事務所
(中国知財法律事務所)

于 篠欧
中国弁護士

北京魏啓学法律事務所は2008年に創立され、主に知的財産権などの法律業務を取扱う法律事務所である。前身は北京林達劉知識産権代理事務所の法務部である。現在に至るまで、商標権、専利権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争及び技術契約などの知財業務などを大量に扱い、数多くの実績及び経験を積んでいる。于篠欧氏は2016年に入所し、模倣品対策、知財契約関連などのいろいろな知財に関する法律業務を取扱う。

I. 商標模倣事件に関する統計

中国において商標模倣品を発見した際、通常、権利者は事件の状況に応じて警告状送付、行政摘発、侵害訴訟、税関差押え、ECプラットフォームへのクレームなどの手段によって解決を求める。侵害訴訟、行政摘発、税関差押えについて、毎年、政府が関連データを発表するので、大体の件数を把握できるが、ECプラットフォームへのクレームについては外部に公表されていないので、件数を把握し難い。

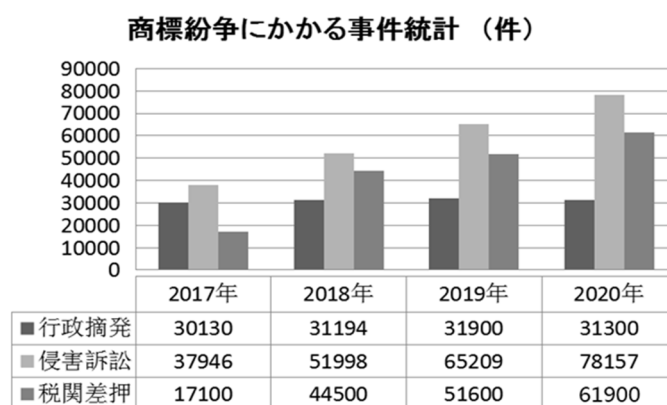


表1：知的財産権保護状況 2017-2020

中国国家知識産権局が発表した「2020年知的財産権保護状況」によると、2020年、商標に関する民事紛争訴訟事件は約78,157件で、市場監督行政管理部門が処理した商標違法事件は約31,300件で、税関で差押えた被疑輸出入侵害荷物は約61,900件である。また、2017年～2020年のデータを比較すると、この4年間、

行政摘発の件数は3万件レベルに維持しているが、侵害訴訟事件、税関差押え事件は、毎年増加傾向にある。

II. 近年の商標侵害事件の特徴

1. 模倣手段の巧妙化

近年、デッドコピーのような古い模倣手段と比べて、権利者の商標を変形し、またはその他の標識（文字・図形）と併用する方法が多くなり、実務上での侵害判断の難易度は高くなっている。また、一部の侵害者は、侵害品製造の各段階の作業を分散して、意図的に模倣による侵害と判断されることを回避する策を講じている。例えば、A工場で模倣製品の本体を製造し、B会社で模倣製品の商標ラベルを製造し、C会社で模倣製品を宣伝、販売するモデルを取っている。

2. ECプラットフォームを利用した模倣品販売

商務部が発表した中国電子商務報告（2020）の内容から見れば、2020年、中国電子商取引の取引金額は37.21万億元に達し、ECプラットフォームを利用して買物するユーザーは7.82億人に達した。EC取引市場が急成長の原因で、ECプラットフォームに店舗を開設して模倣品を販売する模倣者も多くなっている。

III. 各権利行使の手段について

1. 警告状の送付

商標模倣品を発見した際、弁護士に依頼し、侵害者に警告状を送付する、または侵害者と交渉し、商標模倣侵害事件を解決する方法は、権利者が一般的に採用している権利保護手段である。小規模の侵害者または企業信用を重視する一部の侵害者に対し警告状を送付する方法は、比較的效果があるが、警告状を無視・放置する一部の侵害者も存在している。このような侵害者には、より厳しい措置を取り、対応を強化する方法を考える必要がある。

2. 行政摘発の申請

中国では、登録商標侵害事件について、行政ルートにより解決を求める方法もある。行政機関は、商標法などの法律等に基づいて、模倣品を没収、廃棄して、罰金を下す権限がある。

行政ルートによる解決は、所要期間が短く、効果的であり、費用も比較的安いというメリットに加え、証拠に対する行政機関の要求が低く、かつ地方政府の介入は侵害者にある程度のプレッシャーを掛けることができる。デメリットは、各地の行政機関の判断基準が異なっており、各地域の行政機関の処理方法や結論が異なる可能性があることである。また、行政機関は侵害者に対して処罰決定を下せるに過ぎず、権利者への損害賠償を命じることができない。

3. 侵害訴訟の提起

警告状や行政ルートを通して解決できない場合、侵害訴訟を提起することにより侵害行為を差止めることができる。侵害訴訟のメリットは、損害賠償金を得ることができるので、模倣による利益損失を補填できることである。また、事件が複雑である場合、行政当局や EC プラットフォーム企業が侵害行為に該当するか否かを判断できず、権利者の正当な要求を拒否する可能性があるが、侵害訴訟では裁判官により明確な判断が下され、和解解決となった場合においても侵害行為を差止める目的が実現できる。

侵害訴訟のデメリットは、一部の分野では、新商品の流行期間または利益取得期間が非常に短いため、訴訟の終了前に利益取得期間が先に終わってしまう可能性があることである。また、訴訟の過程では弁護士による長時間の対応が必要となり、それに伴う弁護士費用も発生する。

4. 税関登録および税関差押え（水際措置）

中国税関における知的財産保護とは、国家の法律や行政法規に保護されている知的財産権侵害貨物について、税関で輸出入関連法律に基づいて取締ることを指し、日本の「水際対策・措置」に相当する。

中国の税関は垂直型管理体制をとっており、北京の税関総署は中国税関の最高指導機関として知財権利保護システムを構築している。権利者は自己の意思で税関知

財保護システムに権利者情報および商標権情報などを登録し、各地方の税関は、システム上に登録されている情報を共用し、管轄区域における被疑侵害荷物を発見した場合、登録情報上の権利者または権利者の代理人に連絡する。権利者または代理人が税関に差押えを申請する場合、権利者が被疑侵害荷物の価値に応じて一定の保証金を納付した後、税関は、侵害者の荷物を没収して荷主に処罰を与える。

5. ECプラットフォームへのクレーム

ECプラットフォームを利用する模倣者が徐々に増えている状況に対して、Tモール、タオバオ、京東など比較的規模の大きいECプラットフォームは、知財権者に対して苦情を申立てる（クレーム）ルートを提供している。

ECプラットフォームで模倣品をみつけた場合、ECプラットフォームの知財保護システムに侵害者のリンク削除などを要求することができる。ただし、ECプラットフォームの知財担当者は、裁判官のような知財専門家ではないので、明らかに権利侵害である場合は、権利者の要求に応じて侵害者のリンクを削除するが、侵害であるかどうか判断し難い場合は、権利者の削除要求に応じない可能性がある。

6. まとめ

中国において商標権を侵害された場合、知的財産分野の弁護士と相談し、案件の具体的な状況に応じて、各権利行使手段のメリットとデメリットを総合的に分析の上、適切な対策を取ることが望ましい。

【ソース】

国家知識産権局 知的財産権保護状況 2017-2020

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col91/index.html>

商務部 中国電子商務報告 2020

<http://dzsws.mofcom.gov.cn/article/ztxx/ndbg/>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)